

製品プラスチック等の一括回収・再商品化に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

令和4年4月1日から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の収集が自治体の努力義務となりました。また、すでに平成12年に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」における回収対象品目を併せて収集することも可能となりました。

現在、本市においては、プラスチックは可燃ごみとして回収・焼却し熱回収する「サーマルリサイクル」を行っています。同法の施行に伴い、これをプラスチック資源として収集し、再商品化を目指すことは、ごみの減量化による脱炭素社会の推進や海洋プラスチック問題の解決にもつながります。

そこで、市民のごみの出しやすさや効率的な回収・再商品化の仕組みを検討し、今後の分別収集に活用するため、まずは令和5年度に環境省のモデル事業「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」の補助採択を受け、一部地域において分別収集の実証事業を行いました。

この実証事業の結果により、排出されるプラスチックの種類や量を把握することができたことから、令和7年度以降、本市全域で分別収集の早期実現を図るべく、より具体的な製品プラスチックの再商品化について民間事業者の活用の可能性を調査するため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

なお、本調査で提出された意見は、事業化に当たっての参考としますが、本調査への参加の有無や調査における意見の内容は、将来の選定プロセスに影響を及ぼすものではありません。

2 実証事業の結果から想定している事項

(1) 分別回収見込量

実証事業の結果及び既に取り組んでいる他市の状況を勘案した分別回収見込量[※]は、年間約2,000トン（容器包装プラスチックと製品プラスチックの割合は約2：1）。

※ プラスチック以外の不適物の混入量は含まない

(2) 施設所有状況

本市は中間処理施設及び一時保管施設を有しておりません。

(3) 搬入体制

(2)の状況から、本市または本市が委託した業者が、民間事業者が本市内に設置する中間処理及び一時保管施設に、収集の都度、個々の車両で直接搬入します。（計量も当該民間事業者の施設で行っていただきます。）

(4) 施設設置条件

想定される分別回収見込量から、環境アセスメントの実施及び呉市都市計画審議会の審査（開催月：6月、10月、1月。開催月の2ヵ月前に環境アセスメントの結果提出が必須）が必要となります。

3 調査の内容

(1) サウンディングの対象者

参加することができる民間事業者は、一般廃棄物の中間処理についての知見を有する法人または法人のグループで、次に掲げるすべての要件に該当する者。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者又はその統制の下にある者でないこと。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」）という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑤市税（本市に対して納税義務のあるものに限る。）を滞納していない者であること。
- ⑥政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

(2) 調査項目

- ①受入場所及び面積
- ②受入可能量
- ③事業者において受入可能な基準
- ④受入条件（荷姿、搬入条件）
- ⑤受入開始可能時期
- ⑥中間処理または再商品化の工程及び再商品化手法
- ⑦中間処理または再商品化に要する費用（1トンあたり税抜き金額）
- ⑧施設が故障した場合の受入対応
- ⑨中間処理または再商品化の工程全体の温室効果ガス排出量低減に向けた取組
- ⑩その他、本事業の趣旨を考慮した提案内容

4 本調査の流れ

(1) 参加申し込み

参加の申し込みは、令和6年6月28日（金）午後5時までに別紙「サウンディング型市場調査参加申込書」（様式1）を電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「【参加者名】製品プラ等の一括回収・再商品化に向けたサウンディング型市場調査参加」としてください。メールアドレスは、「7 連絡先」を参照してください。

(2) 対話日時・場所の決定

- ①対話の日時等は、参加者にメール等でお知らせします。
- ②対話の実施時間は、9時～17時までの間、1時間程度で設定します。
- ③申込多数の場合、希望する時間帯に沿えない場合があります。
- ④本調査の実施後、別途追加調査をお願いする場合があります。
- ⑤直接対話の実施場所は、呉市役所本庁舎内で行います。
希望により、Web会議システム（Zoom）による対話も可能です。

(3) 本調査の実施方法

①対話は、事業者ごとに個別に行います。

②対話・提案に必要な資料は当日ご持参ください。

Webによる対話の場合は、資料のデータ送付をお願いします。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要について、事業者への内容確認を行い、了解を取った上で本市ホームページに掲載します。

事業者名や非公表としたい事業者のノウハウに関する部分は、原則として公表しません。

5 スケジュール (予定)

項目	日程
(1) 実施要領の公表	令和6年6月6日(木)
(2) 参加申込期間	令和6年6月6日(木)～6月28日(金)
(3) 対話実施日等の連絡	令和6年6月下旬
(4) 対話の実施	令和6年7月5日(金)～7月16日(火)までの間のいずれか1日(1時間程度)を予定
(5) 調査結果概要の公表	令和6年7月下旬以降

6 調査参加協力に関する留意事項

(1) 参加の取り扱い

本調査結果に基づき事業者公募が実施される場合であっても、本調査への参加実績が、公募における優位性を持つものではありません。

(2) 対話に関する費用

対話への参加に要するすべての費用(書類作成、対話への参加費用等)は、参加事業者の負担としますのでご了承ください。

(3) 守秘義務について

本調査を通じて得た情報は口外されないようお願いします。

(4) 現地調査等

提案に当たって、現地調査を行う場合は、日程調整を行いますのでお申し出ください。

(5) その他

本調査について不明な点等がありましたら、環境政策課までお問い合わせください。

7 連絡先

呉市環境部環境政策課 担当：大湾，松田，井口，濱田
〒737-8501
呉市中央4丁目1-6
TEL：0823-25-3302
FAX：0823-32-1621
E-mail：kansei@city.kure.lg.jp